

グローバルPEレビュー

Global PE (Permanent Establishment) review



はじめに

企業のグローバル展開は、海外子会社設立、海外での大規模プロジェクトの受注、インターネットを通じた全世界販売、海外でのM&Aや新規事業展開のための現地への出張・出向など様々な形態で行われています。

国際税務においては、「PE（恒久的施設）なければ課税なし」という基本原則のもと、現地で事業所得を稼得しても、PEを有していなければ、現地国は当該所得について課税できません。一方、PEを有している場合は、現地で課税され申告納税が必要とされます。企業においては、現地におけるPEリスクの有無を精査し、各国のPEの概念やPE認定課税の執行状況に応じた適切な対応策を講じる必要があります。

PEとは？

PE（恒久的施設）とは国際税務における重要な概念で、外国法人・非居住者に対する課税の根拠となるものです。国際課税のスタンダードであるOECDモデル租税条約では、PEは、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」と定義され、次のものが含まれます。

支店PE

事業の管理の場所、支店、事務所、工場等

建設PE

建設工事現場又は建設、もしくは据付工事で12カ月を超える期間存続するもの

代理人PE

企業に代わって行動する者（仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を除く）

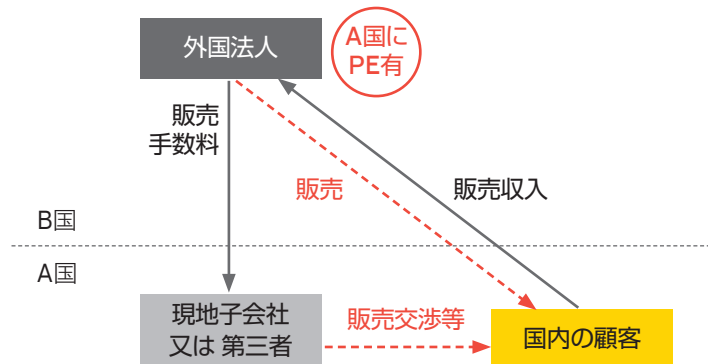
ただし、企業が海外の市場調査や情報提供のような、いわゆる準備的又は補助的活動のみを目的として、海外に一定の場所を保有する場合は、PEに該当しないとされています。

PEの範囲は各国の税法や租税条約によって異なるため、同様の取引に対して国ごとにPEの有無を検討する必要があります。

【PE認定の例】

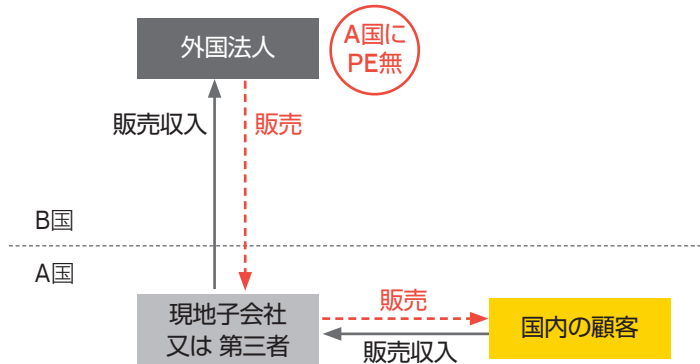
企業が、海外（A国）の現地子会社や資本関係のない第三者を通じてA国で販売活動を開始する際、左図の販売形態を選択すると、当該企業が現地法人（代理人PE）を介してA国で実際に事業を行っているとして、販売収入についてA国で課税され、A国での申告納税が必要となる可能性があります。

販売代理人を利用する場合



A国の現地法人が、外国法人のためにA国で販売交渉を行う場合、現地法人が外国法人の代理人（PE）として認定されるリスクがあります。

ローカル販社を利用する場合



A国の現地法人は、外国法人のためではなく自社の販売活動をA国で行っているため、現地法人が外国法人の代理人（PE）と認定されるリスクは低下します。



Building a better
working world

現地でPE認定された場合の主な問題点

- ▶ 現地で課税される所得(PEに帰属する所得)を算定し、申告納税を行わなければならない。
- ▶ 本税に加え、現地での無申告・未納に伴うペナルティーを負担しなければならない。
- ▶ 本国の税金から現地の納税額を控除(外国税額控除)できない場合は、国際的な二重課税が生ずる。
- ▶ PE認定により、企業の法人税だけでなく、VAT(付加価値税)などの間接税やPE認定に関係する従業員の所得税の課税関係に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ▶ PE認定について納税者と現地当局との間で見解の相違がある場合は、税務訴訟に発展する可能性がある。特に、新興国においては税務訴訟が長期化し、企業に多大な負担とコストがかかる可能性がある。

PEレビューのプロセス

EYではグローバルネットワークを活用して、PEに関する各国の規定やPE認定の動向に関する情報収集を行っています。グローバルPEレビューを行うことで、事前に企業の現在や将来の事業展開におけるPEリスクを特定し、PEリスクを低減・回避するための施策を提案します。

Step 1

PEリスク レビュー

各国税法に基づき、現地におけるPEリスクの有無を精査し、分析を行います。

Step 2

PEリスク 対応策の検討

PEリスクに対処するため、既存ストラクチャーの変更や適切な代替案を提案します。また、PEリスク金額を算定し、将来の現地でのペナルティー課税を軽減するため、申告納税等の必要なコンプライアンスを明確に洗い出し、必要に応じて申告納税等のサポートを行います。

Step 3

将来のPE リスクへの対応

PEリスク及び付随税務リスクを未然に防ぐため、社内ポリシー等の文書化対応、現地当局への事前照会、代替ストラクチャーの実行支援を行います。

EYのサポート体制

EYは、組織化されたチーム力を有するグローバルネットワークと多数の高い専門性を備える人材を有しております。これら専門家が、貴社ビジネスのグローバル展開に伴うPEリスクや税務負担を事前に回避すべく支援します。

Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.knowledge@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2014 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC201403XX-X
ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

www.eytax.jp